

## 教育の情報化の推進における要望

平成 28 年 1 2 月 9 日

一般社団法人国立大学協会

現在、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、現行著作権法について、教材資料や講義映像の送信など授業の過程で行う異時の公衆送信（以下「異時送信」という。）を新たに権利制限の対象とするか、また、新たに権利制限の対象とする場合に補償金請求権を付与すべきと考えるか、さらに、これまで無償であった複製（第 35 条第 1 項）及び同時公衆送信（同条第 2 項）（以下「複製等」という。）についてはどのように考えるかについて審議が進められているが、国立大学協会としての要望を以下のとおり述べる。

## （基本的な考え方）

- 国立大学は教育の情報化に積極的に取り組んでおり、そのための著作権制度の整備はかねてより重要な課題と考えてきたところである。したがって、今回法改正が議論されている点については、本協会として大いに期待するものである。

## （異時送信について）

- 現行法の第 35 条が教育の公益性に鑑みて無償で利用できるよう権利が制限されていることから、今後、授業の過程で行う異時送信についても新たに権利制限の対象となることは、国立大学のみならず、教育機関全体として教育の質の向上に資するものであり、望ましいことと考えている。また、このことについては、法改正を行うほかにも、現在の技術的な方法や授業での利用実態に応じて、現行の権利制限規定の解釈の在り方を含めた検討も必要と考えられる。
- 新たに権利制限の対象とする場合には、従来の複製等と同様に無償で利用できることが望ましいと考えているが、仮に補償金請求権を付与する場合には、その金額は、大学の本務である教育研究の公共性に鑑みて、妨げにならない程度の低廉なものとするよう配慮すべきである。なお、補償金額について、教科書等掲載補償金と同様に文化庁長官が定めることとするについても検討すべきである。
- 補償金やライセンス料をいつ誰が誰にどのように支払うか、あるいは、従来の紙による複製と異時送信との間に補償金の有無が生じること等について、教育研究及び教育の情報化の推進の妨げとならないよう、国立大学を含めた高等教育機関及び関係省庁との協力体制の下に早急な検討が必要であると考えます。

- 今後、社会のグローバル化に応じて、国立大学においても世界に開かれた高等教育機関として、学生や教員の国際化が急速に進展し、教材の開発や利用においても国際共同が進むことが予想される。したがって、著作権に係る補償金制度やライセンス制度については、各種の手続きや窓口、取り扱う著作物の範囲や利用方法、補償金又は使用料の額などを含め、国際的に整合性のとれた形で検討され、早急に体制が整備されることが望まれる。

(普及啓発について)

- 政府の「知的財産推進計画 2016」においては、全ての国民が知的財産を創造、尊重、活用できる人材となることを目指して、初等中等教育段階から高等教育段階にまでわたり、知的財産に関する教育・人材育成を充実させることが謳われている。さらに、本格的な産学共同研究によるオープンイノベーションを推進する上でも大学全体の知的財産マネジメントの高度化が求められている。

国立大学においては、これらの要請に応え、教育の情報化の一層の推進を図りつつ、教職員及び学生に対して、文化発展の基盤である著作権制度をはじめとする知的財産に関する理解を深めるよう、FD・SD 活動や教育活動全般を通じて積極的に取り組んでいく所存である。

- 著作権制度に関する普及啓発については、これまで、権利者側及び利用者（教育機関）側がそれぞれに法の解釈・運用に係るガイドライン等を作成し、適正な利用のために取り組まれているが、より一層の適正化を図るためには、文化庁が第三者の立場において明確なものを示すことが期待される。

(その他の課題について)

- 文化審議会においては、異時送信についての審議と並行して、教材の他の教員や教育機関等との共有及び MOOC 等一般人向け公開講座についても審議対象とされているが、いずれも高等教育機関における教育の一層の情報化において重要な課題であることから、引き続き検討が行われるよう要望する。
- 情報技術の進捗は著しく、情報のオープンアクセス化はさらに進むことが予想される。このような時代の変化も見据え、課題を総合的かつ柔軟に捉えた検討を継続することが望まれる。

以上